

当委員会の活動内容について



檜山圏域障がい者が暮らしやすい 地域づくり委員会の概要



北海道檜山振興局保健環境部社会福祉課

地域づくり委員会とは

- ▶ 北海道障がい者条例に基づき、市町村と連携をして、障がい者が受けた差別や虐待などの解決に向けた協議・あっせんを行います。
- ▶ また、障がい者の地域生活を支えるサービスや暮らししづらさに関する相談に対応します。

障がいを理由とする差別等の解消をめざして

- 「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（北海道障がい者条例）」が、平成22年4月1日から全面施行されました。
- 条例に基づき、道内の14箇域に設置した「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」では、市町村などと連携し、障がい者が受けた差別や虐待などの解決に向けた協議・あっせんを行います。
また、障がい者の地域生活を支えるサービスや暮らしづらさに関するご相談もお受けします。

お困りのときは、ご相談ください。

★手続きは簡単 ★無料
★迅速に対応します

○虐待があった場合

虐待を行うこと、虐待を放置することは許されません。虐待に関する連絡を受けた場合、直ちに関係機関と連携し、必要な措置をとります。

○障がいを理由とする差別・不利益な扱いがあった場合

条例では、差別や不利益な扱いを禁止しています。差別や不利益な扱いには、障がい者が、障がいのない人と実質的に同等の日常生活を営むことができるようにするために必要な配慮が欠けている場合も含みます。

○日常生活での暮らしづらさがある場合

暮らしづらさを支えるサービスに関するご相談や暮らしづらさについて、ご相談に応じます。

虐待とは？

条例第21条で、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待、経済的虐待を定義しています。

差別・不利益な扱いとは？

条例施行方針により、国連の「障害者の権利に関する条約」に準拠して、次のとおり定義しています。

「[障がい]に基づく差別」とは、障がいに基づくあらゆる差別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として、すべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障がいに基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。」

合理的配慮とは？

条例施行方針により、国連の「障害者の権利に関する条約」に準拠して、次のとおり定義しています。

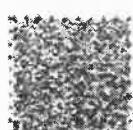
「障がい者が、障がいのない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようするために必要な配慮を欠いていること。ただし、過度の負担を課すものを除く。」

あっせんとは？

法律問題や障がい者の暮らしに詳しい「地域づくり推進員」が、当事者からお話をうかがい、地域づくり委員会による協議を経てあっせん案を提示し、解決に向けた調整を行うことを言います。なお、悪質な差別や虐待の場合は、改善指導や知事による勅告を行います。

あなたのプライバシーは守ります。最寄りの振興局又は総合振興局社会福祉課へご相談ください。（裏面をご覧ください）

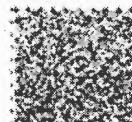
北海道保健福祉局障がい者保健福祉課 TEL 011-204-5277
(札幌市中央区北3条西6丁目 ホームページ <http://www.pref.hokkaido.jp/bf/sht/index>)



北海道障がい者条例に基づく各委員会等

本
庁北海
道圏
域

連携

市
町
村

北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部

- 本部長：知事
- 副本部長：副知事
- 本部員：各部長、出納局長、教育府教育次長
有識者

調査部会
(有識者)

地域で解決できない事項

○○圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会

- 障がい者が暮らしやすい地域づくりを目的として、14圏域に設置しています。差別や虐待及び権利擁護に関する事項のほか、障がい者の暮らしづらさ等についても協議します。
- 事務局は、各振興局又は総合振興局社会福祉課に置いています。
- 委員会は、障がい者、地域住民、学識経験者、関係行政機関の職員等10名以内で組織しています。

勧告内容
の公表知事の
勧告

指導

調査

地域づくり推進員

- 地域づくり委員会を招集・総理します。
- 申立てのあった事実を確認するため調査を行うとともに、著しい暮らしづらさがある場合、その原因となる者に対する改善指導、知事に対する勧告の求めを行います。
- 地域で解決できない場合は、推進本部に審議を求めます。

相談情報の提供

地域づくりコーディネーター（支援員）

21圏域に
配置地域相談員
(身障相談員・知的相談員等)

支援

条例の「地域
づくりガイド
ライン」に基
づき、市町村
が実施

相談情報の提供

相談
支援地域自立支援協議会
個別支援、権利擁護、
地域づくりの協議等

調整委員会

地域で暮らす障がい
者に対する暮らしづ
らさの解消を図るた
めの協議組織

ちいき 地域づくり委員会や市町村に

そうだん
相談したら、どうなるの？

たと
つぎ
たいおう
かんが
～ 例えば、次のような対応が考えられます～

① 困りごとの発生

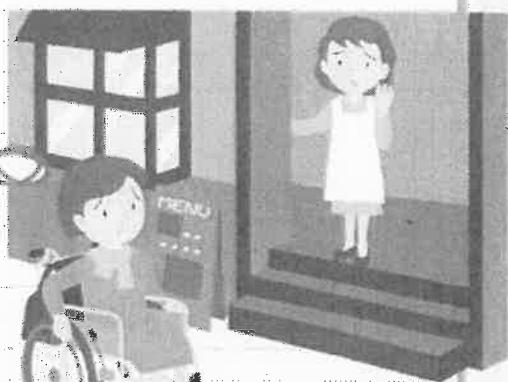
行きたいお店に 3段ほどの階段があって困っています。

スロープやエレベーターもありません。

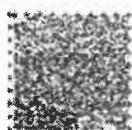
でも、ぜひそのお店で食べたい料理があって、勇気を出して、
ひとりで来たのです。

お店の入り口で、店員さんに手伝って
ほしいと伝えたところ、断られました。

どうしてもその料理を
食べたい。車いすに乗って
いるからお店に入れて
もらえないかったのだろうか…



かいせん
改善してもらいたいから
ちいき
いいんかい
地域づくり委員会に
そうだん
相談することにしました



2

地域づくり委員会の手続き

市役所・町村役場担当課や相談支援事業所では、様々な困りことの相談を受け付けています。また、条例による「地域相談員」も相談に対応しています。

こうした窓口で解決が難しい問題などについては、地域づくり委員会で協議やあっせんを行いますので、最寄りの市町村を所管する振興局又は総合振興局社会福祉課(地域づくり委員会事務局)にご相談ください。

地域づくり委員会での協議等の手続きの概要は、次のとおりです。

① 地域づくり委員会への協議の申立て

障がい者、保護者、関係者等は、地域づくり委員会に、協議等の申立てを行うことができます。

※最初の相談は電話でもできますが、申立ては文書で行います。

② 調査

地域づくり推進員は、申立てのあった事実について確認するため、当事者双方に対し聞き取り調査等を行います。また、困りことの内容に応じて、関係者から聞き取りを行うこともあります。

③ 地域づくり委員会による協議・あっせん（非公開）

地域づくり推進員、委員及び参考人は、調査で確認した事実や当事者のご意見をもとに、中立・公平な立場から暮らしづらさの問題解決のためのあっせん案を協議し、当事者双方に提示します。

※ 障がいのある方も、委員又は参考人として、協議に参加します。

④ 指導

地域づくり委員会において、「著しい暮らしづらさ」があると判断した場合、暮らしづらさの原因となる者に対して、文書による指導を行います。

⑤ 知事による改善勧告と公表

地域づくり推進員は、虐待や障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案に関する申立てに対して行った指導について、改善が図られる見込みがないと判断したときは、地域づくり委員会で協議の上、知事に対して改善のための勧告を行うよう求めることができます。

※勧告を行う場合、知事は、あらかじめ、当該事案の原因となる者又はその代理人の出席を求めて意見の聴取を行います。

※勧告を行っても改善が図られないときは、知事は、勧告内容を公表することができます。

こうりてきはいりょ

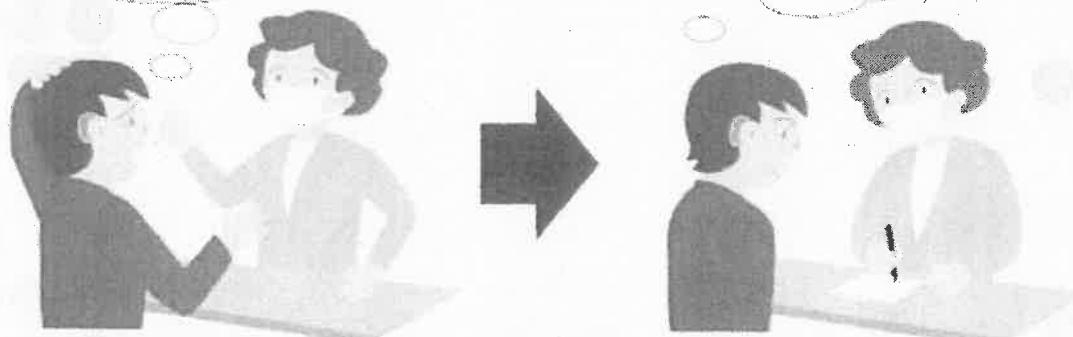
合理的配慮がされるようになった事例の紹介

じれい しょうかい

日さん 感覚障がいの方

まくわく ほぐ
マスクを外してくれないと、
何を言っているのかわからない…

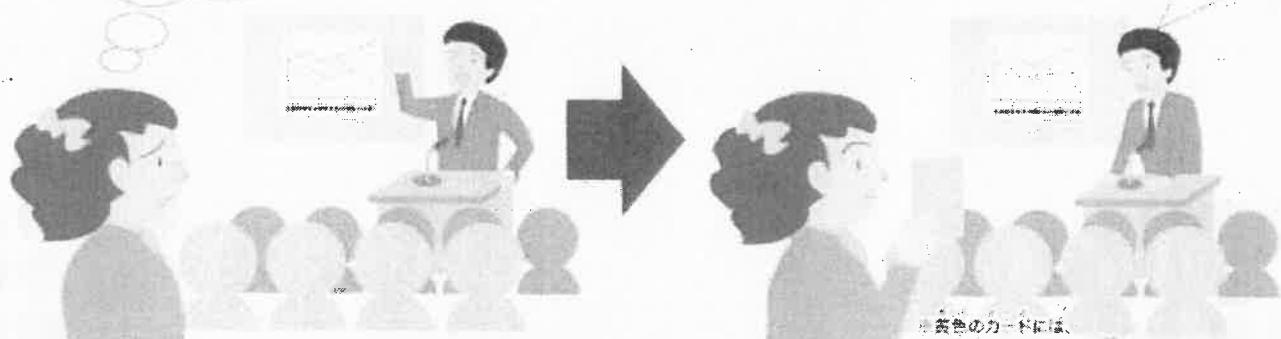
かみまく
風邪で、マスクをしているんだ。
けつせん ぶんしやく
筆談してくれて、安心。



日さん 知的障がいの方

はやくす
早口でわからない…

さいかく カード
黄色いカードが上がりましたので、
すこし、ゆっくり話しますね。



日さん 独居障がいの方

ひとと
なんで仕事が
終わって
ないんだ!

わからぬことは、ぜんぶ
この人に聞いてくださいね。

よろしく
おねがい
します。

せんせい
職場の先輩

せんせい
職場の先輩



ちいさ　いいんかい　そうだん
② 地域づくり委員会への相談

ちいさ　いいんかい　じ　じょくよく
地域づくり委員会の事務局がある

まるさんかくそうこうしんこうきょく　しゃかいふくし　でんわ
○△総合振興局の社会福祉課に電話しました。

じょうきょう　はな
状況を話したところ、

じたく　はなし　さ　き
自宅に話を聞きに来てくれました。

ちいさ　いいんかい　じっさい　みせ　い
地域づくり委員会では、実際にお店に行って

みせ　かた　はなし　じょうきょう　かくにん　せつめい
お店の方と話をして、状況を確認すると、説明してくれました。



ちいさ　いいんかい　ちょうさ　さようさ
③ 地域づくり委員会の調査・協議

ちいさ　いいんかい
地域づくり委員会では…

みせ　い　みせ　かた　はなし　じょうきょう　かくにん
お店に行き、お店の方と話して、状況を確認しました。

ちいさ　いいん　あつ　たいおう　けんとう
そのあと、地域づくり委員が集まり、対応を検討しました。



ちいさ　いいんかい　けんとうけつ　か　たいおう
④ 地域づくり委員会の検討結果と対応

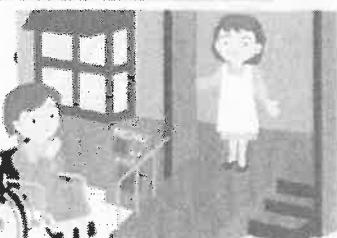
みせ　じょせい　てんいん　めい　くるま　の　さく
お店は、女性の店員2名のみだったので、車いすに乗ったお客様を

も　あ　あんせん　はこ　はんだん
持ち上げて、安全に運ぶことができないと判断し、

ことわ　お断りしたということでした。

ちいさ　いいんかい　みせ　い　すろーぶ　せつち
地域づくり委員会ではあらためて、お店に行って、スロープの設置を

ていあん　えー　みせ　つた　ないよう　せつめい
提案し、Aさんは、お店に伝えた内容などを説明しました。



けつ　か
⑤ 結 果

えー　みせ　じょうきょう　し　なつとく
Aさんは、お店の状況を知り、納得しました。

こ　みせ　かいたん　となり　すろーぶ
その後、お店には、階段の隣に、ゆるやかなスロープ

せつち　くるま　かた　へひー　かー　りょう　かあ
が設置され、車いすの方もベビーカーを利用しているお母さんも
みせ　しょくじ
そのお店で食事をたのしめるようになりました。



5 協議申立書の提出があった事案の概要

分野	図域名	申立の概要等	主な対応
行政	十勝	<p>＜申立人＞ 精神障がい</p> <p>＜申立の概要＞ 関係機関から、自動車税の減免について、該当にならないと言われた。説明が理解できないので、わかりやすい資料を依頼したが、用意された資料では申請者が理解できなかつたため、わかりやすい文章の書面で説明をしてほしい。</p>	<input checked="" type="radio"/> 関係機関から、文書にて照会内容(自動車税の減免制度について)を回答した。 [協議終了]

檜山圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会 取組状況について

令和 2 年度

第 1 回 令和 2 年 9 月 14 日開催

- ・地域づくり委員会の概要について説明
- ・障害者差別解消法の概要について説明
- ・令和元年度の地域づくり委員会の活動報告
- ・地域課題の設定⇒地域課題テーマ『障がい者の地域での居場所』を設定

第 2 回 ※新型コロナウィルス感染拡大防止のため開催中止

- ・平成 28 年に施行された障害者差別解消法について、アンケート形式により管内での認知度調査を行う。調査実施は令和 2 年 11 月、取りまとめは令和 3 年 1 月
- ・地域課題『障がい者の地域での居場所』について檜山管内での状況を調査するため、令和 3 年 1~2 月にかけ、管内グループホームにて障がい者の生活状況の取材を行う。

令和 3 年度

地域課題テーマ『障がい者の地域での居場所』

第 1 回 令和 3 年 7 月 12 日開催(※新型コロナウィルス感染拡大防止のため書面開催)

- ・檜山管内障害者差別解消法認知度調査結果について報告
→「内容を知っている 13%、聞いたことがある 24%、存在を知らない 63%」
- ・地域課題テーマ『障がい者の地域での居場所』取材内容報告

第 2 回は新型コロナウィルス感染拡大防止のため開催せず

- ・檜山管内障害者差別解消法認知度調査の結果、管内の認知度が低かったことから、啓発用のリーフレットを作成。各町広報紙の折り込みチラシとして配布した
- ・地域課題テーマ『障がい者の地域での居場所』について、障がい者本人への取材結果と各委員からの意見を集約し、取りまとめ書を作成。以下の 2 点について、今後も周知や啓発をはかっていくこととした。
 - (1) 障がいのある方の理解促進について
 - (2) 身近な相談機関の活用について